

## 重要土地等調査規制法の成立に抗議する会長声明

### 第1 はじめに

本年6月16日、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」が参議院本会議で採択可決され成立した（以下、同法を「本法」という。）。

当会は、本法が、思想・良心の自由（憲法19条）、表現の自由（憲法21条）、プライバシー権（憲法13条）、財産権（憲法29条）などの憲法の保障する基本的人権を侵害する危険性が極めて大きいとともに、罪刑法定主義（憲法31条）に反するおそれがあることから、本法の成立に抗議する。

### 第2 本法の内容等について

本法は、内閣総理大臣が、閣議決定した基本方針に基づき、「重要施設」の周辺概ね1000メートルの区域や国境離島等を「注視区域」や「特別注視区域」に指定し、その区域内にある土地及び建物（以下「土地等」という。）の利用状況を調査し、「重要施設」や国境離島等の「機能を阻害する行為」に対して行為の中止または「その他必要な措置」を勧告・命令することができ、命令に従わない場合は懲役刑や罰金刑を科すことができるとされている。また、「特別注視区域」に指定された場合には、一定面積以上の土地売買契約について内閣総理大臣への届出が義務付けられ、違反には刑罰を科すものとされている。

かかる本法については、以下のとおり重大な懸念があるが、国会での質疑を通じてもその懸念は何ら払拭されなかった。

### 第3 本法の問題点

#### 1 曖昧な定義や政令への広範な委任により恣意的な解釈による広範な指定のおそれがあること

本法で「注視区域指定」の要件とされる「重要施設」には、自衛隊や米軍の施設（防衛関係施設）、海上保安庁等の施設のみならず、「その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれのあるもので政令で指定するもの」（生活関連施設）も含むとされている。このように、対象区域について、曖昧な要件の下で政令への広範な委任を認める内容とされていることから、

政府の恣意的な解釈により広範な指定がなされるおそれがある。

千葉県内には、自衛隊の基地や施設が市街地に隣接して多数存在しており、この法案によれば、その周囲約1キロにある多くの住民の居住区域が広く対象とされうることになる。

## 2 思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権等を侵害する危険性があること

本法では、地方公共団体の長等に対し、注視区域に指定された土地等の利用者等に関する情報の提供を求めることができるとされているが、提供を求める情報の範囲についても政令に委ねられている。そのため、政府は、注視区域内の土地等の利用者等の思想・良心や表現行為に関わる情報も含めた広範な個人情報を、本人の知らないうちに取得することが可能となり、思想・良心の自由（憲法19条）、プライバシー権（憲法13条）などを侵害する危険性がある。

加えて、本法は、注視区域内の土地等の利用者に対して当該土地等の利用に関し報告又は資料の提出を求めることができ、それを拒否した場合には、罰金を科すことができるとされている。求められる情報や資料に関しては何ら制限がなく、思想・良心に関する事項も含まれ得る。このように、刑罰による威嚇の下、注視区域内の土地等の利用者等に対して報告又は資料の提出義務を課すことは、思想・良心の自由（憲法19条）、表現の自由（憲法21条）、プライバシー権（憲法13条）などを侵害するおそれがある。

## 3 財産権侵害の危険性があること

本法では、内閣総理大臣が、注視区域内の土地等の利用者が自らの土地等を、重要施設等の「機能を阻害する行為」に供し又は提供する明らかなおそれがあると認められるときに、勧告及び命令により当該土地等の利用を制限することができ、命令に従わない場合は懲役刑や罰金刑を科すことができるとされている。このように、刑罰による威嚇の下、「機能を阻害する行為」や「供する明らかなおそれ」という曖昧な要件で利用を制限することは、注視区域内の土地等の利用者の財産権（憲法29条）を侵害する危険性がある。

さらに、本法では、「特別注視区域内」に指定された場合には、一定面積以上の土地の売買等契約について、内閣総理大臣への届出を義務

付け、違反には刑罰を科すものとされており、こうした過度な規制による財産権侵害の懸念もある。

#### 4 罪刑法定主義に反するおそれがあること

このように、本法は、極めて曖昧な要件のもとで刑罰を科す内容となっており、刑罰の構成要件の明確性を求める罪刑法定主義（憲法 31 条）に反するおそれがある。

#### 第 4 結語

以上のとおり、本法は、思想・良心の自由（憲法 19 条）、表現の自由（憲法 21 条）、プライバシー権（憲法 13 条）、財産権（憲法 29 条）などの憲法の保障する基本的人権を侵害する危険性があるとともに、罪刑法定主義（憲法 31 条）という刑罰法規の大原則に反するおそれがある。しかしながら、こうした懸念は国会での審議を通じて何ら払拭されなかった。

よって、本会は、基本的人権の擁護を求める立場から、基本的人権を侵害するおそれが極めて大きい本法に反対し、その成立に抗議するものである。

2021年（令和3年）6月17日

千葉県弁護士会

会長 三浦 亜紀